

法 学 号 外  
平成 29 年 2 月 28 日

各 私 立 学 校 長  
 ( 幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 )  
各 私 立 専 修 学 校 長  
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「IT マスター」を活用した技能取得等、児童・生徒・学生を対象とした技能  
振興に係る取組への協力についての周知について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡  
平成29年2月17日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省生涯学習政策局参事官  
生涯学習推進課  
文部科学省生涯学習政策局情報教育課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
文部科学省高等教育局専門教育課

「ITマスター」を活用した技能取得等、児童・生徒・学生を対象とした  
技能振興に係る取組への協力についての周知について（依頼）

先般、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、  
「新たな第四次産業革命という大変革を見据え、未来投資である人材力強化  
の観点から新たな取組を進めていく必要がある。」とされるなど、IT技術の活  
用を進めるための人材育成が重要な課題として掲げられており、このため、  
厚生労働省では、学校教育の各段階でITリテラシーの向上を図り、ITを使い  
こなす職業能力を付与するための取組として、IT技術に係る優れた技能と豊  
富な経験を有している等、一定の要件を満たしていると認定された熟練技能  
者（以下「ITマスター」という。）を派遣する取組を実施することとしており  
ます。

このたび、厚生労働省職業能力開発局能力評価課長より、別添のとおり、  
同省が実施する「ITマスター」を活用した技能振興等の取組への協力につい  
て周知の依頼がありました。

については、都道府県教育委員会にあっては、所管の学校（専修学校（高等  
課程及び一般課程を置くものに限る。）及び各種学校を含む。以下同じ。）及  
び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては、所管の  
学校に対し、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1  
項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課にあっては、所轄の学  
校及び学校法人に対し、附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課にあっ  
ては、附属学校に対し、このことについて周知いただきますようお願いしま  
す。

【本件担当】

生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）付  
連携協力第二係

03-5253-4111（内線3253）



能評発0208第1号  
平成29年2月8日



文部科学省  
生涯学習政策局  
参事官 殿  
生涯学習推進課長 殿  
情報教育課長 殿  
初等中等教育局  
教育課程課長 殿  
児童生徒課長 殿  
高等教育局  
専門教育課長 殿

厚生労働省職業能力開発局  
能力評価課長

「IT マスター」を活用した技能習得等、児童・生徒・学生を対象とした技能振興に係る取組への協力について（依頼）

技能振興等に係る当省の取組の推進に当たっては、日頃から多大なご協力をいただき、感謝申し上げます。

先般、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、「新たな第四次産業革命という大変革を見据え、未来投資である人材力強化の観点から新たな取組を進めていく必要がある。」とされるなど、ITの活用を進めるための人材育成が重要な課題として掲げられております。

厚生労働省としても、労働生産性の向上を図るためには、労働者一人一人がITを有効に活用することが必要であることから、学校教育の各段階でITリテラシーの向上を図り、ITを使いこなす職業能力を付与するための取組として、ITに係る優れた技能と豊富な経験を有している等、一定の要件を満たしていると認定された熟練技能者（以下「ITマスター」という。）を派遣する取組を実施することとしました。

この取組により、工業科等の専門学科を設置する高等学校、専修学校（高等課程及び一般課程を置くものに限る。以下同じ。）、各種学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年が対象。以下同じ。）の生徒・学生に対するIT関連の技能向上を図るための実技指導、小・中学校や普通科の高等学校における授業等での「ITの魅力」を発信するための講義等により、学校教育段階において職業能力の付与につながる技能や職業についての基礎的な知識と技能等の習得を図ることとしております。

児童・生徒・学生を重点とするこれら事業の効果的推進に当たっては、学校教育を所掌す

る文部科学行政のご協力が不可欠です。

つきましては、下記1をご参照の上、ITマスター派遣の趣旨等についてご理解をいただき、本取組の活用促進を図るため、下記2の事項について、下記3により都道府県・政令市教育委員会等の関係機関を通じて、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校に周知いただくよう、お取り計らい願います。

## 記

### 1 「ITマスター」を活用した取組の概要

#### (1) 「ITマスター」の派遣による指導の実施

##### ① 工業科等の専門学科を設置する高等学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の生徒・学生に対する実技指導について

実技指導の実施に当たっては、目標を定め、目に見える形で目標達成度を把握可能とすることにより、技能習得意欲の向上のほか、効果的な技能向上を図ることとしている。このため、技能競技大会の競技課題を活用した実技指導に加え、技能検定試験の実技試験課題等を活用した実技指導を積極的に実施することとしている。

##### ② 「ITの魅力」発信等

ア 小・中学校及び普通科の高等学校の授業等へのITマスターの派遣による講義、児童・生徒自らのIT体験

(ア) ITマスターが持つ高度な技能を活かした講義等を通じ、「ITの魅力」を生徒に発信することで、IT活用の意義に関する理解深化に資するものである。

(イ) 児童・生徒自身がIT体験を行うことができるものとし、ITマスターがその指導に当たることとしている。

### 2 ITマスター派遣について

#### (1) 派遣対象

ITマスターが実施する実技指導、講義等の派遣に当たっては、技術・家庭科や総合的な学習の時間などの教育課程内の学習活動を主に対象とします。趣旨を御理解の上、積極的な活用をお願いします。

#### (2) 派遣に当たってのお願い

##### ① 学校が所有する備品等の貸し出しに係るご協力について

ITマスターが実技指導、講義等を行う際、必要となる機具については、学校が所有する備品等（パソコン、マウス、プリンター、プロジェクター、プロジェクタースクリーン、テレビモニター、無線LAN、インターネット回線、LANケーブル、ソフトウェア）について、必要に応じて無償で貸与いただきたい。

また、ITマスターが実施する実技指導、講義等の内容によっては、必要となる機器の借料の総額が委託費で支弁できる範囲を超える可能性があり、その場合には、不足する費用を徴収することがあり得ることをご承知おきいただきたい。

② IT マスターが行う講義等への教職員のご協力について

授業等で児童・生徒・学生に対して IT 体験を実施する場合には、IT マスターとその補助者だけでは、円滑に講義を進めることが難しい場合も想定されるため、教職員の方々にも、児童・生徒・学生の指導に当たっていただくことを前提としていることをご承知おきいただきたい。

3 IT マスターによる実技指導、講義等の周知について

IT マスターの活用促進を図るため、都道府県・政令市教育委員会等の関係機関を通して、小・中学校、高等学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校等に IT マスターの派遣が開始される旨を別紙 1 又は別紙 2 により周知していただくとともに、IT マスターについてのパンフレット（別添資料 1）を添付するので、適宜本資料についても情報提供いただき、積極的な活用を促進していただきたい。

なお、地域技能振興コーナー（別添資料 2）が実技指導の派遣等の受付やこれに係る相談などを行っており、各学校等からの照会・相談に積極的に対応することとしている。

**【本件連絡先】**

厚生労働省職業能力開発局能力評価課技能振興係

担当：大森、三宅

TEL：03-5253-1111（内線 5968）

E-mail：ginoushinkou@mhlw.go.jp

対象：工業科等の専門学科を設置する高等学校、専修学校等

～ 工業科等の専門学科を設置する高等学校等の生徒等を対象とした実技指導の実施 ～

(「IT マスター」の派遣による指導の実施)

厚生労働省においては、工業科等の専門学科を設置する高等学校等の生徒等に対するプログラミング、Webデザイン、グラフィックデザイン、情報セキュリティー等の情報技術関連の職種に必要な技能の実技指導を積極的に実施することとしています。

※ 日本の労働生産性を向上させるためには、労働者一人一人が情報技術を有効に活用できることが重要であると考えております。そのためには、小中高の若年世代から情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることのできる環境整備が必要です。

IT リテラシーの強化や、将来の IT 人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能を持つ技能者を「IT マスター」として派遣し、若者への意識啓発・実技指導などを総合的かつ重点的に実施することとしています。

**【指導者等】** 情報技術関連の実技指導は厚生労働省「IT マスター」が行います。

※ 「IT マスター」とは、情報技術関連分野の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

**【派遣回数等】** それぞれの生徒等は、1年の間に、10回までIT マスターによる実技指導を受けることができます(個別指導可)。

1回の実技指導は3時間程度を予定しています。

機器については学校に備えているものを使いますが、材料費は、一人1回2,000円を限度に本事業により提供します。

**【課題】** 実技指導に当たっては、過去に実施された技能競技大会の競技課題、技能検定試験の実技試験課題を用います。また、企業への就職に資するような課題設定も可能です。

**【効果】** 技能競技大会における優秀な成績確保等を目標とした実技指導により、短期間で、効果的な技能向上が見込まれます。

就職先の決定に重要な職種を決めかねている新規学卒予定者に対して、職種の決定につながるような実技指導もできます。

**【連絡先】**

不明な点など、地域技能振興コーナーにお気軽に相談願います。

対象；小学校、中学校及び高等学校

～ 学校で「ITの魅力」発信を行います ～

厚生労働省においては、小学校、中学校及び普通科の高等学校の児童・生徒を対象としたプログラミング、Webデザイン、グラフィックデザイン、情報セキュリティー等の情報技術関連の職種に必要な基礎的な技能の講義等を実施することとしています。

※ 日本の労働生産性を向上させるためには、労働者一人一人が情報技術を有効に活用できることが重要であると考えております。そのためには、小中高の若年世代から情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることのできる環境整備が必要です。

ITリテラシーの強化や、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術について優れた技能を持つ技能者を「ITマスター」として派遣し、若者への意識啓発・実技指導などを総合的かつ重点的に実施することとしています。

**【指導者等】** 情報技術関連分野の職種に係る講義等は厚生労働省「ITマスター」が行います。

※ 「ITマスター」とは、情報技術関連分野の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

**【小学校、中学校及び普通科の高等学校の児童・生徒を対象とした「ITの魅力」発信の具体的内容】**

1 情報技術関連分野の職種に必要な基礎的な技能体験等

ITマスターを派遣し、学校の授業等で情報技術関連分野の職種に必要な技能について別添の教材（別添資料1）を活用した講義等を行います。併せて、児童・生徒自身がパソコン等に触れこれら技能を体験することができます。

(1) 1回2時間程度を予定しています。

所要時間は実施内容により異なりますが、2職種の情報技術関連分野の職種の技能体験を実施することも考えられます。

児童・生徒に係る材料は、一人500円を限度に本事業で提供します。

(2) 講義等を実施する際には、教職員の方々のご協力を前提としております。都道府県技能振興コーナーからご相談させていただきますので、担当の教職員の参加をお願いいたします。

**【連絡先】**

不明な点など、地域技能振興コーナーにお気軽に相談願います。

厚生労働省

若年技能者人材育成支援等事業

# ITマスターのご案内

～将来のIT人材育成に向けた支援プログラム～

日本の労働生産性を向上させるためには、労働者一人ひとりが情報技術を有効に活用できることが重要です。

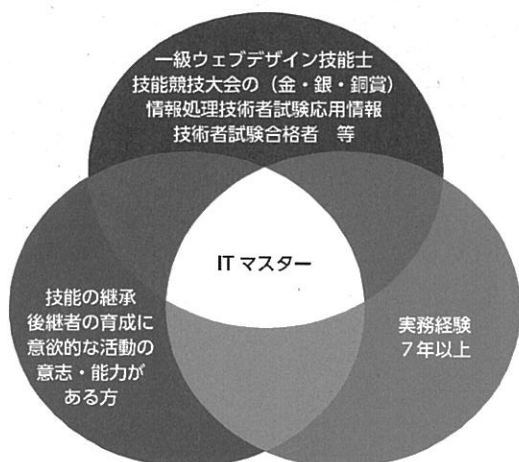
そのためには、小・中・高の若年世代から情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身につけることのできる環境整備が必要となります。

ITリテラシーの強化や、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能を持つ技能者を「ITマスター」として派遣し、講習等を実施します。

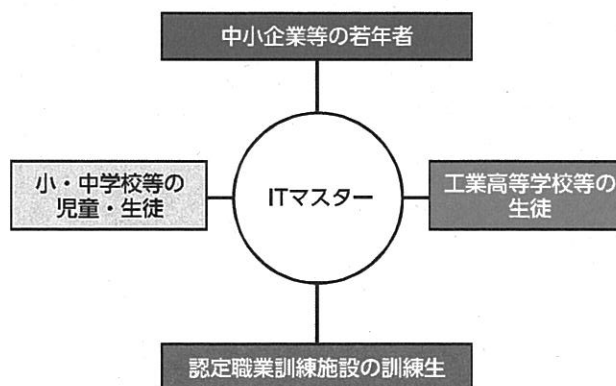
ITマスターの派遣コーディネートは、  
**地域技能振興コーナーが無料で行います。**

ITマスターの派遣費用や指導にかかる材料費は、  
当事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナーが負担します。  
詳しくは、お近くの地域技能振興コーナーにお尋ねください。

ITマスターはどんな人？

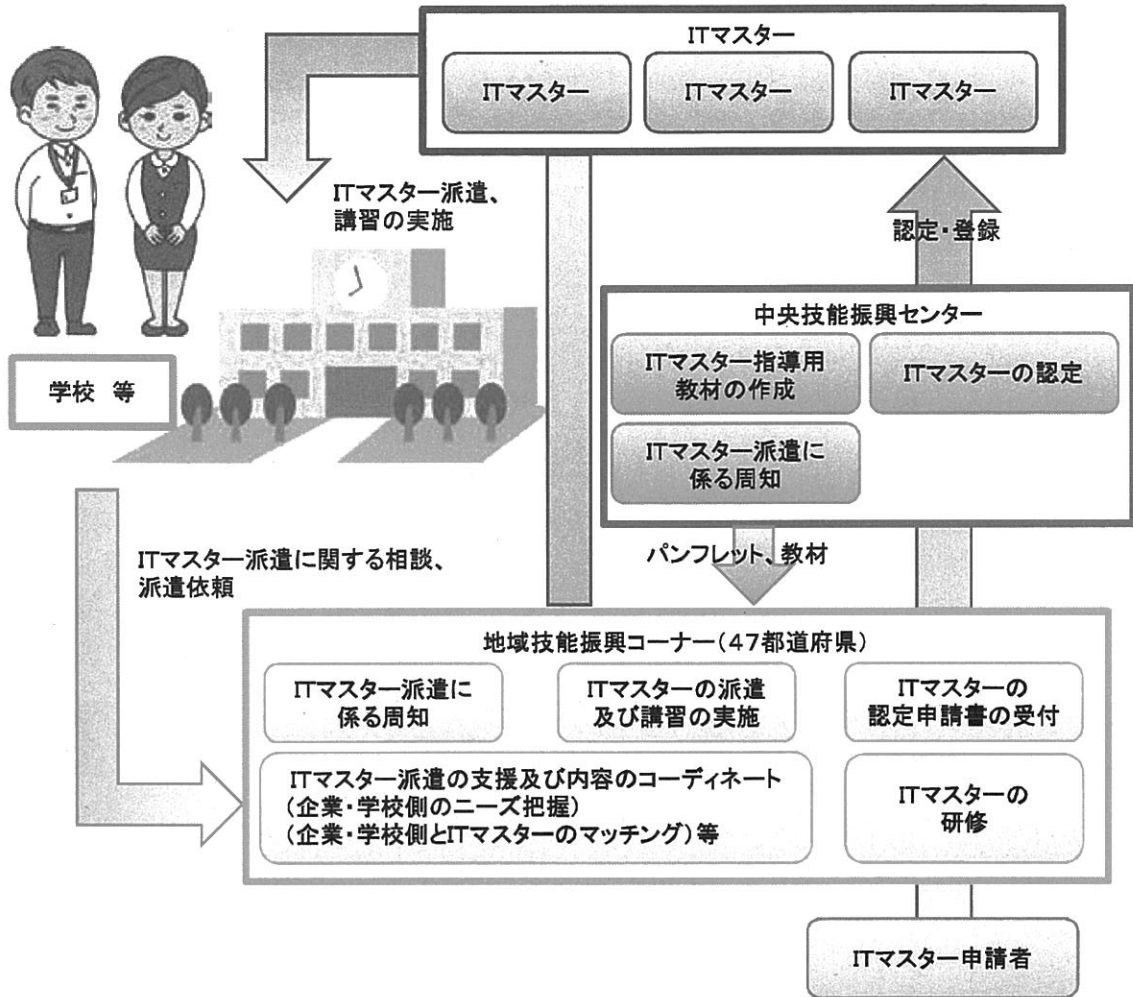


ITマスターの指導や体験を受けられるのはどんな人？





## ITマスター派遣の仕組み



ITマスターが指導する対象分野は、以下の5職種です。

ウェブデザイン	ITネットワークシステム管理	グラフィックデザイン
オフィスソフトウェア・ソリューション	ロボットソフト組込	

## ITマスターによる指導例

### 情報技術の基本を学びたい！

- ロボットを活用したプログラミングの概念、構造の理解

### プログラミングやウェブ製作について学びたい！

- ウェブサイト製作、グラフィックデザイン、コンピューターグラフィックス製作

### 情報リテラシーについて学びたい！

- 情報リテラシー、サイバーセキュリティの技術の学習

各段階に合ったカリキュラムをコーディネートし、講習等を実施します。

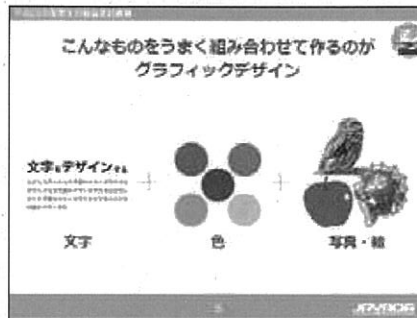
ITマスターは、技能検定の実技課題、技能競技大会の競技課題を用いて、中小企業の若年技能者、工業高校の生徒などに実技指導を行います。

技能検定及び技能競技大会については、「技のとびら」(<http://www.waza.javada.or.jp/>)をご参照ください。

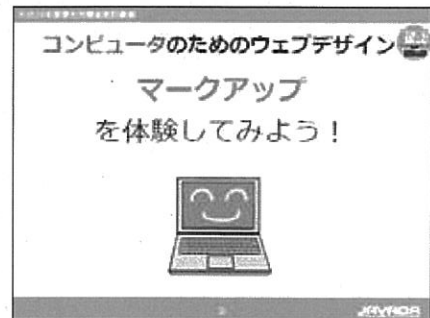
ITマスターの指導では、以下のようなテキストを活用しながら分かりやすく説明します。(一部抜粋)



プログラミング教材  
(小学生向け)



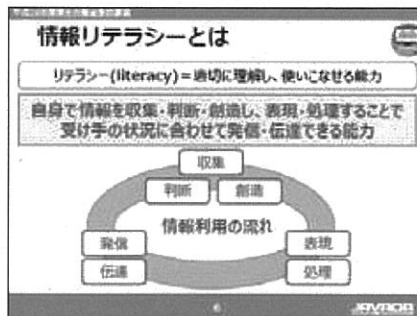
グラフィック教材  
(小学生向け)



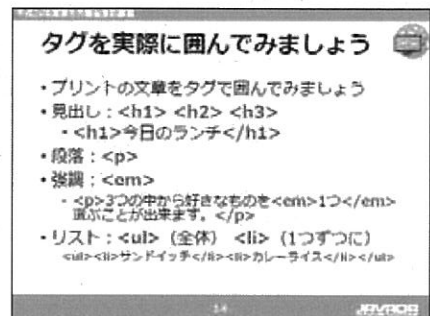
ウェブデザイン教材  
(小中学生向け)



グラフィック教材  
(中学生向け)



情報セキュリティ教材  
(中学生向け)



ウェブデザイン教材  
(高校生向け)

## 体験者の声

### 生徒の声

- プログラミングについて生活の中で使われていることなど、色々知ることができて良かった。
- もっと新しいプログラムを知りたい。動きをプログラミングしたい。
- 初めてロボットを動かすことができて楽しかった。ロボットの仕事にすごく興味を持った。
- すごく今後に活かせると思った。

### 先生の声

- 2020年からプログラミング教育が始まるようだが、どのようなものか少し見えてきました。
- 大変子供たちが喜んでいました。これから必要なことなので、続けてもらえると嬉しいです。
- 子供だけでなく、大人も引きつけられる内容でした。このような体験を子供達にたくさんさせたいと思いました。
- プログラムの構造が分かってきました。



厚生労働省 ものづくりマイスター事業「IT マスター」を募集しています

次の認定基準に該当する高度な技能を有する方を募集します。

1. 実務経験が7年以上ある方（情報技術に係る修士課程を修了している場合には実務経験5年以上で可）
2. 以下の情報技術関連の資格のいずれかを有する方
  - (1) 情報処理技術者試験応用情報技術者試験合格者
  - (2) 技能検定（ウェブデザイン）1級
  - (3) 上記（1）（2）に相当する資格を有する方（ITSS（※）のスキル習熟度レベル3～4に相当）
  - (4) 上記（1）～（3）を資格を有さない場合は、技能五輪全国大会又は若年者ものづくり競技大会のうち、IT マスター対象職種で優秀な成績を収めた方（銅賞以上の入賞者）
3. 技能の継承や後継者の育成に意欲を持って活動する意思及び能力がある方

（※）ITSS スキル標準：経済産業省が定めている個人のIT 関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化し、IT 人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。

IT マスターのお問い合わせは各地域技能振興コーナーへ

コーナー	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
青森県	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561
岩手県	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
宮城県	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
秋田県	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立秋田技術専門校 職業訓練センター内 秋田県職業能力開発協会内	018-874-7135
山形県	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
福島県	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677
茨城県	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
栃木県	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-612-3830
群馬県	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
千葉県	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
東京都	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2357
神奈川県	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-633-5403
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
富山県	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
石川県	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
福井県	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
山梨県	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
長野県	380-0836	長野市大字南長野南郷町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9050
岐阜県	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内	058-379-0521
静岡県	424-0881	静岡市清水区橋160	054-344-0202
愛知県	451-0035	名古屋市西区浅間2-12-19 股部ビル2F	052-524-2075
三重県	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F	059-225-1817
滋賀県	520-0865	大津市南郷5-2-14	075-537-1213
京都府	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
大阪府	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2047
奈良県	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
和歌山県	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-499-6484
鳥取県	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5F	0857-30-0708
島根県	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
岡山県	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
広島県	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
山口県	753-0074	山口市中央4-3-6	083-922-8646
徳島県	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
香川県	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内（香川県職業能力開発協会内）	087-882-2910
愛媛県	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-993-7301
高知県	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
福岡県	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
佐賀県	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
長崎県	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
熊本県	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
大分県	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
宮崎県	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
鹿児島県	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
沖縄県	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231

このリーフレットに関するお問い合わせはこちらへ

中央技能振興センター **03-6758-2897**（中央職業能力開発協会内）

## 平成28年度都道府県地域技能振興コーナー等一覧

技能振興コーナー名称	〒	所在地	電話番号
中央技能振興センター	160-8327	東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階	03-6758-2899
北海道技能振興コーナー	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
青森県技能振興コーナー	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561
岩手県技能振興コーナー	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
宮城県地域技能振興コーナー	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
秋田県技能振興コーナー	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-874-7135
山形県技能振興コーナー	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
福島県地域技能振興コーナー	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677
茨城県技能振興コーナー	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
栃木県技能振興コーナー	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830
群馬県地域技能振興コーナー	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県地域技能振興コーナー	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
千葉県技能振興コーナー	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
東京都技能振興コーナー	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2357
神奈川県技能振興コーナー	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-633-5403
新潟県技能振興コーナー	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
富山県技能振興コーナー	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
石川県技能振興コーナー	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
福井県技能振興コーナー	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
山梨県技能振興コーナー	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
長野県技能振興コーナー	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9050
岐阜県技能振興コーナー	509-0109	岐阜市各務原市テクノプラザ1-18岐阜県人材開発支援センター内	058-379-0521
静岡県地域技能振興コーナー	424-0881	静岡市清水区楠160	054-344-0202
愛知県技能振興コーナー	451-0035	愛知県名古屋西区浅間2-12-19 服部ビル2階	052-524-2075
三重県技能振興コーナー	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F	059-225-1817
滋賀県技能振興コーナー	520-0865	大津市南郷5丁目2-14	077-537-1213
京都府技能振興コーナー	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
大阪府技能振興コーナー	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
兵庫県技能振興コーナー	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2047
奈良県技能振興コーナー	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
和歌山県技能振興コーナー	640-8272	和歌山県市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内	073-499-6484
鳥取県技能振興コーナー	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
島根県技能振興コーナー	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
岡山県技能振興コーナー	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
広島県技能振興コーナー	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
山口県地域技能振興コーナー	753-0074	山口市中央4丁目3-6	083-922-8646
徳島県技能振興コーナー	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
香川県地域技能振興コーナー	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内(香川県職業能力開発協会内)	087-882-2910
愛媛県技能振興コーナー	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-993-7301
高知県技能振興コーナー	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
福岡県技能振興コーナー	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
佐賀県技能振興コーナー	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
長崎県技能振興コーナー	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
熊本県技能振興コーナー	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
大分県技能振興コーナー	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分県職業訓練センター内	097-542-6441
宮崎県技能振興コーナー	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
鹿児島県技能振興コーナー	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
沖縄県技能振興コーナー	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231